

ギグワークス・アドバンス株式会社(以下「ギグワークス・アドバンス」といいます。)
が提供するGWAアートレンタルサービスの利用規約(以下「本規約」といいます。)
は、GWAアートレンタルサービスをご利用いただく際の契約条件を定める
ものです。GWAアートレンタルサービスをご利用頂く際には、本規約が適用され、ご契約者の皆さまは、本規約の全ての記載内容について同意したものとみなされます。GWAアートレンタルサービスのプライバシーポリシー(個人情報保護方針)とともに本規約をお読みいただき、同意いただいた上でGWAアートレンタルサービス(以下「本サービス」といいます。)が提供するサービスをご利用ください。

第1条(定義)

本規約において使用する以下の用語は、以下に定める意味を有するものとします。

- ①「料金」とは、本サービスを利用する際に発生する費用をいいます。
- ②「ご契約者」とは、本サービスにおけるご契約者名の欄に記載頂いた法人または個人をいいます。
- ③「本サービス」とは、ギグワークス・アドバンスが提供するGWAアートレンタルサービス(サービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。)及びそれに関連するサービスの総称を意味します。
- ④「作品」とは、本サービスの提供に際して使用される絵画、額縁とこれに付随する物品を意味します。
- ⑤「レンタル期間」とは、ご契約者とギグワークス・アドバンスとの本サービスに関する契約締結日から9日経過した日から、ご解約等により契約が終了し、ご契約者が作品をギグワークス・アドバンスに返却のために発送するまでの期間とし、ご契約者が作品をギグワークス・アドバンスに返却のために発送する日を含むものとします。
- ⑥「作品」とは、ギグワークス・アドバンスが扱う作家が製作した作品本体または複製をいいます。

第2条(適用)

1. 本規約は、本サービスに関するすべての事項に関して、ギグワークス・アドバンスとご契約者との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. ご契約者との間で個別の合意をした場合、本規約の内容と合意の内容が異なる場合は、その限度において個別の合意の内容が優先して適用されるものとします。
3. ご契約者は本サービスを利用するにあたって、関連する法律、政令、省令、条例、規則および命令等を遵守する必要があります。

第3条（料金の設定・改定）

1. 本サービスの料金は、本サービスの書面・ウェブサイト上に掲示した料金表によるものとします。
2. ギグワークス・アドバンスは、本サービスの書面・ウェブサイト上に掲示した料金を改定する場合があります。
ただしレンタル期間中に料金に変更になった場合には、ご契約者のレンタル期間中は、契約時の料金でサービスを提供いたします（但し、料金変更後にレンタル期間の更新がなされた場合には、更新後については変更後の料金が適用されます）。

第4条（料金の支払い・算定）

1. 本サービスは、ご契約者の料金お支払いをギグワークス・アドバンスが確認後開始いたします。
2. 料金は、月末締めで月ごとに算定し、ご契約者に当該月分の料金を請求します。
3. レンタル期間のうち、初日から初めに到来する月末までの料金は、1か月30日の日割り計算を行い算出いたします。
4. ご解約等で契約が終了したときは、レンタル期間の末日が月の途中の日であっても1か月分の料金が発生いたします。
5. ご契約者は、ギグワークス・アドバンスが指定する期日までに料金を支払わなければなりません。
6. ご契約者が料金支払いを遅延した場合、ご契約者はギグワークス・アドバンスに対し、延滞した賃料とこれに対する年14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとします。
7. 支払い遅延が生じている場合ギグワークス・アドバンスはご契約者に通知することなく、ご契約者の費用負担において、ギグワークス・アドバンスにおいて作品を回収させていただく場合があります。また、今後の本サービスの利用をお断りさせていただく場合もありますので、ご注意ください。

第5条（作品の受取り・設置）

1. 作品の受取りは、ご契約者とギグワークス・アドバンスとの本サービスに関する契約締結日後、10日以内になされます。ただし、配送状況により受取り日がずれる可能性があります。
ギグワークス・アドバンスから作品が出荷され次第、ご契約者に出荷の旨を通知します。
2. 作品は梱包され専用ボックスに格納された状態で配送されます。

3. 作品の設置と保存は、別段の合意がない限り、ご契約者の費用と責任において行うものとします。作品の設置に関しては、石膏壁や木壁など画鋸で設置可能な壁を原則としています。

作品を壁に設置することにより壁に画鋸程度の穴が空くこととなりますが、本サービスの申込をしたことで、このことについて同意頂いたものとし、これに伴ういかなる紛争や損害についてもギグワークス・アドバンスは責任を負いません。

また、コンクリートの壁面への設置は原則できません。

ピクチャーレールを使用する方法などフックに寄らない設置方法を利用する場合は、必要な導入費用はご契約者で負担します。

第6条（作品の交換・返送）

1. ご契約者は新たな作品が配送された時に、前の作品が送られてきた状態と同じように梱包し、前の作品が送られてきた専用ボックスに格納し、同封の送り状を使ってギグワークス・アドバンスまで返送します。
2. 返却の遅延により生じた如何なる紛争や損害はご契約者の責任とします。

第7条（作品の取り扱い等）

1. ご契約者は、ギグワークス・アドバンスが貸出中の作品につき、善良な管理者の注意義務をもって管理するものとし、例えば、以下のような場所に作品を置き作品に汚損・破損、変色、変質などが生じないように注意を払って扱う必要があります。
 1. 直接日光のあたる場所
 2. 湿気の多い場所
 3. 極度に乾燥している場所
 4. タバコの煙や料理による煙など、臭いの強い空気が循環する場所
 5. クーラーや暖房の吹き出し口などの場所
2. 貸出中の作品に関して不適切な環境下に作品を置くこと、その他のご契約者の責に帰すべき事由により、作品の汚損・破損、変色、変質等の劣化、紛失等が発生した場合には、ご契約者は、作品貸出時に設定されている作品の販売価格を上限とした損害賠償の責任を負うものとします。
3. ギグワークス・アドバンスからご契約者が作品の受取りをしたことで、当該作品の危険負担はご契約者に移転したものとされます。

第8条（著作権等）

1. 作品の著作権その他の一切の知的財産権は、ギグワークス・アドバンス又は当該作品を制作した作家に帰属するものとします。
2. ご契約者は、契約に定める設置場所において作品の展示を行うことはできますが、ギグワークス・アドバンスは、ご契約者に対して、作品に関する著作権その他の一切の知的財産権の譲渡や実施・使用許諾を行うものではなく、商用利用もお断りいたします。
従って、ご契約者は、作品につき、ギグワークス・アドバンスの事前の書面による承諾を得ることなく、作品を複製（写真撮影又は動画撮影したもの、電子データ化したものを含む）、公衆送信、改変、頒布、譲渡等の行為を行うことはできません。
3. 前項にかかわらず、ご利用者は、本サービスの利用の事実の公表の目的のため、撮影画像をTwitter、Facebook、Instagram等のSNSに投稿することができます。但し、その場合にも、撮影画像が独立して鑑賞の用に供されないことがないよう、必要最小限のサイズでなければならず、作品の著作権の利益を不当に害するものとギグワークス・アドバンスが判断した場合には、投稿の削除や変更を求めることができます。

第9条（契約の解除・変更）

1. ご契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、ギグワークス・アドバンスはご契約者に通知することなく、本契約を解除できるものとします。
この場合に、違反に伴うギグワークス・アドバンスが被った損害についてはご契約者が負担するものとします。
 - ①ご契約者が第4条所定の料金を支払わないとき。
 - ②ご契約者が第7条1項、第8条2項又は3項のいずれかに違反したとき。
 - ③ご契約者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
 - ④ご契約者が前各号のほか、本契約の条項に違反したとき。
 - ⑤ご契約者が仮差押、差押、もしくは競売の申請、破産、和議、会社整理、民事再生もしくは会社更生の申立てを受けあるいは自ら申立てたときまたは清算にはいったとき。
 - ⑥ご契約者が租税公課を滞納して滞納処分を受けたとき。
 - ⑦ご契約者が支払いを停止したとき、または支払い不能に陥ったとき
 - ⑧ご契約者が財産状況が著しく悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - ⑨ご契約者が次のいずれかに該当するとき。

(1) 役員等（ご契約者が個人である場合にはその者を、ご契約者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2. 前項により本契約が解除された場合で既に作品を配送していた場合、ご契約者は、作品は契約終了手続き完了後30日以内にギグワークス・アドバンス指定の日時と場所に遅滞なく返却するものとします。当該期限内に返却がなされない場合、ギグワークス・アドバンスが手配した業者において作品を引き取ることができるものとします。いずれの場合においても、輸送料及びその他一切の輸送諸経費はご契約者が負担するものとします。

第10条（不可抗力等による代替品との交換）

天災地変その他、ご契約者・ギグワークス・アドバンスのいずれの責にも帰すことのできない不可抗力によって貸し出し中の作品が滅失または大部分が毀損し使用不能となった場合、ギグワークス・アドバンスはご契約者に代替の作品を配送するものとします。

この場合、使用不能となった作品はギグワークス・アドバンスに返却するものとし、本返却に要する輸送料及びその他一切の輸送諸経費はご契約者が負担するものとします。

第11条（ご契約者からの契約解除）

1. ご契約者からの契約解除の場合、解約日は、作品をご返却いただいた際の送付消印の日付、または解約申込を行った日付のいずれか遅い日付を似てご契約者からギグワークス・アドバンスへの料金の支払いは終了とします。

2. 作品は解約申込後 30 日以内でギグワークス・アドバンスが指定する日時・場所に遅滞なく返却するものとします。作品の返却は事前に同封されている本サービス指定の伝票にて返却するものとします。伝票の紛失等で別途発生する返却に要する輸送料及びその他一切の輸送諸経費はご契約者が負担するものとします。
3. 料金の支払いについては第 4 条によります。

第 12 条（貸出し作品の購入）

1. ご契約者は、作品の購入を希望する場合、本サービスの定める所定のプロセスに沿って購入をすることができます。
2. 作品の売買契約は、ギグワークス・アドバンスが用意する売買契約書で締結することをもって、ご契約者とギグワークス・アドバンスとの間に当該商品等に関する売買契約が成立するものとします。

第 13 条（配送地域）

本サービスによる作品の配送は、日本国内に限ります。

第 14 条（本規約等の変更）

1. 以下の各号に定める場合において、ギグワークス・アドバンスの判断により、本規約を変更することができるものとします。本規約が変更された後の本サービスに基づく新たな作品のレンタル及びレンタル期間更新後の作品のレンタルには、変更後の本規約が適用されます（本規約変更前よりレンタル中の作品の料金については、第 3 条第 2 項ただし書の定める通りです）。
 - ①規約の変更が、ご契約者の一般の利益に適合するとき。
 - ②規約の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 前項により本規約が変更された場合、本サービスは 30 日の予告期間において（但し、本規約の変更が、ご契約者の一般の利益に適合する場合にはこの予告期間を短縮する場合があります。）、ご契約者に対し、変更後の本規約の内容を通知します。また、当該通知は、本サービスのウェブサイトに掲示する方法又はギグワークス・アドバンスが別途定めるその他の方法により行います。利用規約の改定後に、ご契約者が本サービスを利用した場合又は本サービスの定める期間内に利用停止の手続きをとらなかった場合には、ご契約者が改定後の利用規約に同意したものとみなします。

第 15 条（専属的合意管轄裁判所）

本規約及びご契約者との本サービスについての個別の合意に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む）に関しましては、被告の住所地を管轄する裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

2024 年 4 月 1 日設定